



6月23日
～29日

男女共同参画週間

「走り出せ、性別のハードルを越えて、今」

(平成30年度男女共同参画週間キャッチフレーズ)

問い合わせ 人権政策課 (☎内線542)

「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成11年6月23日を踏まえ、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」とし、さまざまな取り組みを通じて男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指しています。

男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を發揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには政府や地方公共団体だけでなく、国民の皆さん一人ひとりの取り組みが必要です。

あなたはどう思いますか？



仕事をする女性



家事をする男性



男性の保育士

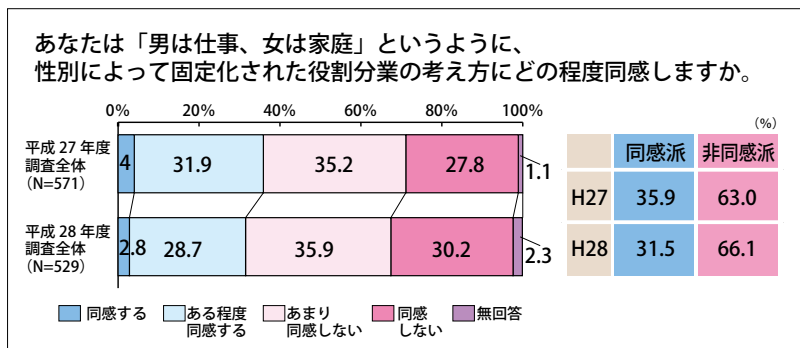


女性の車掌

男女共同参画社会基本法で、男女共同参画社会は「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と規定されています。

市が毎年行っているまちづくり市民意識調査で、「あなたは『男は仕事、女は家庭』というように、性別によって固定化された役割分業の考え方にどの程度同感しますか」という質問項目を設けていますが、平成28年度の調査結果では、同感派が31.5%、非同感派が66.1%となっており、平成27年度の調査結果(同感派：35.9、非同感派：63.0)に対して、非同感派の割合が増加してきています。

しかし、未だ31.5%の人は同感派となっており、性別のハードルがまだまだあることがわかります。



自らの意思で参画することができる分野が個人の「経験」や「能力」ではなく、「性別」によって限定されてしまうということは悲しいことではないでしょうか。

自分のやりたいことを性別によってあきらめることなく、そのハードルを思い切って超えていけるような社会になるよう、私たち一人ひとりが「男女共同参画社会」について考えていきましょう。

ルミナスDV相談室 (相談無料・秘密厳守)

男女共同参画推進センタールミナスでは、DV(配偶者からの暴力)などに悩む人を対象に女性相談員による面接相談を行っています。相談員が問題解決のために一緒に考えますので、悩んでいる人はまず相談してみませんか。



相談日 毎月第2・4木曜日
(祝日、12月28日～1月4日を除く)

相談時間 午前10時～午後3時
※相談は事前予約制です。相談予約受付時間にルミナスへ電話で予約をしてください。

予約受付時間 火～土曜日/午前9時～午後5時

予約電話(ルミナス)

☎(925)5404